

令和5年第1回美祢市議会臨時会会議録（その1）

令和5年1月19日（木曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	岡山隆
11番	高木法生	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	荒山光広
15番	秋枝秀稔	16番	竹岡昌治

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局副主幹	西山聖子
議会事務局主査	阿武泰貴		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	波佐間敏
教育長	南順子	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	デジタル推進部長	志賀雅彦
総務企画部長	藤澤和昭	市民福祉部長	井上辰巳
建設農林部長	西田良平	観光商工部長	繁田誠
会計管理者	山本幸宏	教育委員会事務局 教育次長	八木下理香子
教育委員会事務局長	西山宏史	上下水道局長	白井栄次
病院事業局管理部長	安村芳武	消防長	松永潤
総務企画部次長	中嶋一彦	市民福祉部次長	古屋敦子
建設農林部次長	市村祥二	総務企画部行政経営課長	岡崎基代
健康増進課長	佐々木靖司		

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第92号 美祢市新本庁舎建築工事の請負契約の一部を変更することについて

日程第 4 議案第93号 美祢市新本庁舎電気設備工事の請負契約の一部を変更することについて

日程第 5 議案第94号 美祢市新本庁舎機械設備工事の請負契約の一部を変更することについて

日程第 6 議案第 1 号 令和 4 年度美祢市一般会計補正予算（第10号）

午前10時00分開会

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。これより、令和5年第1回美祢市議会臨時会を開会いたします。

〔議長 竹岡昌治君 登壇〕

○議長（竹岡昌治君） 令和5年第1回美祢市議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

輝かしい令和5年の新春を迎え、市民の皆様、執行部の皆様、また議員の皆様の健やかなお姿に接し、新年の御挨拶を申し上げますことを心から光栄に存ずる次第でございます。

さて、社会生活に大きな影響を及ぼしてきた新型コロナウイルス感染症については、年末年始にかけて第8波が始まり、全国の新規感染者が急速に増加し、予断を許さない状況が続いているところでありますが、これまでも、コロナ感染対策として、市民一人一人が新しい生活様式の実践を徹底し、感染拡大防止と経済活動の両立が図られてきたことにより、社会は、ウィズコロナ、アフターコロナの時代を迎え日常を取戻しつつあるわけではありますが、また、観光事業も回復傾向が見られており、秋吉台や秋芳洞などに多くの観光客が訪れ、コロナ禍以前のようなにぎわいが戻ってくることを期待しているところでございます。

一方、経済活動の再開によるエネルギー価格の高騰やロシアのウクライナ侵攻などの影響により、昨年来、物価高騰が続いており、家計の負担、企業活動に甚大な影響を及ぼしている深刻な状況もあります。

国においては引き続き、新型コロナウイルス感染症や原油価格、物価高騰に対する経済対策や生活支援などが検討されており、本市議会におきましても、これらに関連する議案に迅速に対応することで、市民の皆様が安心して生活していただけるよう取り組んでおるところでございます。

このような状況の中で、今年は、新本庁舎の完成を控えており、新たなまちづくりが展開されるスタートの年でもあるわけであります。

また、両総合支所の庁舎建設も着実に準備が進められており、それぞれの施設が地域の拠点となり、活力と魅力あるまちづくりとなるよう、我々も執行部と力を合わせて検討してまいり所存でございます。

また、本市議会は、今後も市民とともにある議員、市民に開かれた議会として、

多様な御意見に耳を傾け、市政に的確に反映するよう不断の研さんと議会改革に努めてまいります。

なお、私は一昨年、議会運営委員会に対して、議員定数に関する諮問を行った結果、さきの12月定例会において、次回執行される美祿市議会議員一般選挙における議員定数は、現行の16人とすることが適当であるとの答申を受けたことから、引き続き、市民の皆様には御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

結びになりますが、皆さんにとりまして、幸せと希望に満ちあふれた新しい年となりますことを御祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

〔議長 竹岡昌治君 議長席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） これより、会議に入ります。

この際、市長より年頭の御挨拶がございます。篠田市長どうぞお願いいたします。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和5年の念頭に当たりまして、議長及び議員の皆様にご挨拶申し上げますとともに、平素から市政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、市民の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えになったことと、重ねてお喜びを申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、流行から既に3年が経過しようとしておりますが、いまだに感染拡大の波が繰り返され、予断の許さない状況が続いております。

昨年を振り返りますと、これら、コロナパンデミックに加え、昨年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻は、世界を震撼させるとともに、国際情勢も緊迫する状況が続いており、さらには円安等の影響による燃料費をはじめとする物価高騰等、世界的にも、先行きが大変不安定な1年でありました。

しかしながら、このような不安定な世界情勢の中で、地域経済が長く打撃を受け続けている一方、新型コロナウイルス感染症対策については、ウィズコロナのフェーズに入り、徐々にではありますが、経済活動においては、明るい兆しが見え始めている状況にあるのではないかと実感しているところであります。

本市といたしましては、今後も引き続き市民の皆様の命と健康を第一に考え、ワクチン接種の推奨や県、医療機関及び郡市医師会等と緊密な連携を図り、感染拡大の防止を推進するとともに、ウィズコロナに対応した各種経済支援対策を充実させ、地域経済の回復に一層力を注いでいく所存であります。

また、燃料費高騰や物価高の影響を受けた地域経済への対策についても、同様に、各種対策を講じる必要があります。

さらに、本市における主要産業である観光事業においては、現在、回復基調でありますインバウンド獲得に向けた事業の再構築、コロナ禍が後押ししたデジタル社会の到来に対応すべく行政のデジタル化の推進等、課題は山積しておりますが、持続可能な地域社会の実現のため、全力で施策を進めてまいります。

また、本年の大きな事業の1つであります市役所新本庁舎建設につきましては、本年8月末の完成を目指して工事も進んでおり、次第に外観が出来上がっていく様子を皆様も御覧いただけるかと存じます。

この間に、来庁される市民の皆様におかれましては、大変御不便をおかけしておりますが、完成までもうしばらくの間お待ちいただければと存じます。

また、本年は、両総合支所の建設工事も控えております。

今後は、これらの大規模工事を着実に安全に進めていくとともに、本年においても、総合計画に掲げる「若者・女性・地域がかがやき こどもの笑い声が響く、「誇れる郷土・秋吉台のまち」」の創生に向け、邁進していく所存でございますので、議員の皆様、市民の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、本年も議長をはじめ、議員の皆様が御健勝で、美祢市議会がさらなる発展を遂げられますとともに、市民の皆様におかれましては、この1年が健康で喜びに満ちた年となりますことを心から祈念申し上げまして、私の年頭の御挨拶といたします。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） これより、会議に入ります。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。石田事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本臨時会に本日までに送付してございますものは、執行部からは、議案第1号の

1件及び事務局からは会議予定表でございます。

本日配付してございますものは、議事日程表（第1号）の1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力よろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、高木法生議員、三好睦子議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第92号から日程第5、議案第94号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 猶野智和君 登壇〕

○総務企業委員長（猶野智和君） ただいまより、去る1月11日に開催しました総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。

令和4年第4回12月定例会において、継続審査となっております議案第92号から議案第94号につきまして、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、質疑はなく、全会一致にて原案のとおり可決しております。

なお、討論において、賛成意見が出ましたので、御報告いたします。

委員より、総務企業委員会に先立って開催された新庁舎等建設特別委員会において、執行部より、工事費の増額や工期の延伸の理由について、地質の状況が全く予見できないものではなかったが、実施設計の段階で、杭を打つ箇所全てにボーリング調査を行い、また、オールケーシングを実施するかしないかの調査を行うのは、極めて非現実的であったとの趣旨の発言を受け、これまでの疑問点が解消されたことから、本件について賛成しますとの発言がありました。

以上をもちまして、総務企業委員会の委員長報告を終わります。

〔総務企業委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 総務企業委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

〔総務企業委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第3、議案第92号美祢市新本庁舎建築工事の請負契約の一部を変更することについての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。坪井議員。

○8番（坪井康男君） 私は、これから本議案に対して賛成の立場で討論する予定にしておりますが、議長に一つお願いなんです、非常に重要な案件なので、副市長以下の執行部の皆さんとは随分本件について議論してきましたが、篠田市長自身の御意見はあまり伺っていないので、最後に質問したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 賛成の立場からですか。

○8番（坪井康男君） はい。

○議長（竹岡昌治君） 了解しました。はい、どうぞ。

○8番（坪井康男君） それでは、私は、本議案に賛成の立場から意見を述べます。

本議案は、本庁舎建て替え工事費が、当初予定額から約3億円増額になったことを受け、工事業者との工事請負契約の変更について、議会の承認を求める案件でございます。

まず、本件に関する議会での議論を簡単に振り返ってみたいと思います。

まず、1点目ですが、本庁舎建築工事に関する工事費用約3億円増額の理由が予測できない特別な事情によるものではなく起債対象事業であり、補助金対象事業である本庁舎建て替え議案に対する会計検査員による予算執行の適正化を目的とする検査に適合するために、実施設計の段階において、ボーリング調査の数を一定限度に限定する判断をいたしました、これが増額の本当の理由でございました。先ほど、委員長報告——総務企業委員長報告にありましたが、詳しくはこういうことでございます。

つまり、執行部は、工事費用増額の理由を議会並びに市民に対して、これまで、事実に反する不適切な説明をしていたことが明らかになったということと私は認識しております。

2番目です。

まず、執行部の当初から説明の予見できない特別の事情の存在の有無、存否について、予見する主体は、東畑建築事務所及び執行部であり、予見の対象は、建築工事開始後、地下に新たな溶食洞が発見されるのではないか、こういうこと。それから予見の時期は、実施設計完了時でございます。

その1番目ですが、東畑建築事務所が、実施設計時に10本のボーリング調査を行って溶食洞を発見し、この前にも、基本設計時に6本のボーリングを行い、3か所に溶食洞があるということが確認されております。

杭打設総数67本のうち18か所にオールケーシング工法を採用することにいたしました。それ以上のボーリング調査をしなかった点について、10本のボーリング調査により実施設計の精度が高まった、こういうことが言われました。

しかし、このときに、なお、リスクは完全になくなるわけではないと、こういうことでもございました。これは、さきに開催された特別委員会で発言されたことでもございます。完全になくなるわけではないリスクの中に、今後、建築工事中に、新たな溶食洞が発見されることが含まれるものと解されます。

理由は、新たに発見されたものは、地中の遺跡や不発弾などではなく、既に発見された溶食洞と同一の性質のものであるからであります。

2番目、執行部は、実施設計時に10本のボーリング調査を行い、これ以上調査しなかった点を工事施工段階において、現実、現場とともに解決していくものとして、先送りされた案件であると説明されました。

先送りとは、実施設計時に実施した10本以上に、さらなるボーリング調査を行わないで、工事施工段階に先送りして行うことを意味し、現実現場とともに解決していくものとは、工事施工段階において、さらなるボーリング調査を実施した結果、新たな溶食洞が発見された場合は、現場、つまり工事現場で、東畑建築事務所、執行部、建築業者がオールケーシング工法を採用して、溶食洞問題を解決していく、こういうものであります。

以上により、実施設計時に、将来の工事施工段階で、新たな溶食洞が発見される

可能性を東畑建築事務所及び執行部は認識しており、予見できない特別な事情など存在しない、こういうことに相なります。

大きな3番目です。

溶食洞存在の予見可能性についての篠田市長との質疑応答で、かつて1回だけあります。

篠田市長は、令和4年10月13日開催の予算決算委員会の総括質問の際の私の質問に対して、こう答弁されています。

溶食洞の予見可能性については、実施設計では、設計者の東畑建築事務所が18か所のオールケーシング工法で十分であると判断し、設計されたわけです、このように答弁されています。MYTのビデオから再現いたしました。この答弁には、施工時のリスクは完全になくなるわけではないという部分が欠落しています。確かに、東畑事務所は、18か所のオールケーシング工法で十分であると判断されたっていうのは事実です。

しかし、なお、そのときに、東畑さんは、杭施工時のリスクは完全になくなるわけではないということもおっしゃっています。この部分が欠落しています。

さらに、続けての答弁で、実施設計者の責任において、設計されたものであるから、こちらが全てオールケーシング工法でという指示は、当然ながら出していませんと答弁されています。

東畑建築事務所と執行部は、実施設計を行うに当たり、協議を重ねており、公共事業の経済的合理性の観点から、ボーリング調査の数を一定程度に限定することが問題となっており、こちらが全てオールケーシング工法という指示は、当然ながら出していませんと、全般的な外れな答弁をされています。

4番目、工事費用の増額の原因が、東畑建築事務所の実実施設計が十分でなかったのではという点については、東畑建築事務所の全部責任ではなく、実施設計段階では予見が不可能だったと述べ、これまた、杭施工時のリスクは完全になくなるわけではないという部分が欠落しています。篠田市長答弁の中に欠落してるという意味です。

さらに、篠田市長の発言で欠落しているものは、東畑建築事務所と執行部は協議を重ねて、両者の間で、経済的合理性が問題となっており、執行部は実施設計の委託は過大なものであってはならないとして、発注者として、委託料を適正な範囲に

定めることにより、ボーリング調査の数を限定した点について、全く言及がありません。

つまり、篠田市長の答弁は、質的、量的に圧倒的に何か足りないものになっています。質的にとは、核心の部分、核心部分とは、物事の是非を判断する上で必要不可欠な大切な部分ということです。これが欠落しています。

具体的には、予見可能性の有無を判断する際は、東畑建築事務所は、実施設計時に、ボーリング調査の数を限定することによる一定のリスクを認めており、将来、新たに溶食洞が見つかる可能性の認識を有していたと解釈されます。

3、東畑建築事務所の責任問題を判断する際も、設計委託契約の発注者としての執行部が果たした役割、影響について、特に経済的合理性についての執行部の考え方、すなわち、実施設計が過大なものにならないために、発注者として、設計委託料を適正な範囲に限定したいことなど、設計事務所にどう伝えたのか、重要なポイントになります。

4、執行部は、実施設計時にボーリング調査を限定し——ボーリング調査の数を限定し、それ以上しなかったことを工事施工段階で行うと、こういう、いわゆる先送りをして、その結果、新たに溶食洞が発見された場合は、現場で解決していくと、こうする点について、篠田市長の説明は全くありません。

6番目、結局、工事費用約3億円増額の理由は、実施設計時にボーリング調査を一定限度に限定したこと、建築事務所で新たな溶食洞が発見される可能性の認識を有していたこと。そして、実施設計時にボーリング調査の数を限定した理由は、公共事業の経済的合理性、つまり、会計検査院の予算執行の適正化を目的とする検査をクリアするためのものでございました。

執行部が、会計検査による検査について言及したのは、令和5年1月11日に開催の新庁舎等建設特別委員会においてであり、この年が明けて1月11日です。

このときに、会計検査院問題は、突然、説明されました。工事費を増額が議会において問題になってから、実に8か月後のことでもございました。なぜ、執行部は当初からそのような説明をされなかったんだろうか。これが私の非常に大きな疑問です。予期しない特別な事情が発生した、その1点張りでした。会計検査院云々の話が出れば、その段階で私は、ああそうなのかと納得できたわけですけども、永遠と去年の6月24日から今日まで、しなくていい議論をしてきました。

役所っていうのは、これは私の理解ですが、国の制度とか仕組みとか、法律の存在とか趣旨と、こういったものは本来正々堂々と自信を持って言えるはずではないでしょうか。地下のことで外から見えにくいことをいいことに、予見できない特別な事情など、事実と反する不適切な説明をなぜされたのでしょうか。

私が思うに、篠田市長、あるいは執行部に不安や恐れがあったのではないのでしょうか。その不安、恐れとは具体的に何でしょう。実施設計段階で、過大な設計委託をすれば、会計検査院の検査の結果、本庁舎建築事業が起債事業、補助金事業として認められなくなる恐れがありますよとの説明に対して、市民が美祢市の財政に、不安、恐れを抱くことを執行部は恐れたのではないのでしょうか。これは私の推測です。

説明した内容に前提とか条件とか、留保がついてる場合は、それが十分に伝わらないことが世の中でよくあります。過大な設計をすれば、会計検査院の検査の結果、本庁舎建て替え事業が、起債事業、補助金事業として認められないおそれがあるといった場合、過大の設計をすればという部分よりも、本庁舎建築事業が起債事業、補助金事業として、認められないおそれがあるという部分のみが世間に伝わっていくことを恐れられたのではないのでしょうか。

つまり、国の会計検査院の話をする事自体が、市民に対して、私の市の財政状況に不安を抱かせる原因となるとお考えになったのではないのでしょうか。これが私の賛成の立場で意見を申し上げたいことです。

以上のことについて、私の一方的な決めつけであってはいけませんので、篠田市長の思い、御見解をお尋ねします。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 市長答えられれば、特別に許可いたします。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

先ほど言われました私の答弁の欠落部分の部分でございます不安とかリスクは全くなかったのかという部分でございます。その部分については、私の説明が不足していたというふうに思っております。

で、今会計検査の段階とかで、不安とかはなかったのかという部分でございます。

これにつきましては、新本庁舎の面積規模から申しますと、通常設計において、実施するボーリング調査っていうのは、4本から7本が妥当とされております。今

回、それ以上の調査を行ったわけでございます。不安とかは特にある、不安っていうのはないんですけど、指摘される可能性はあったというふうに思っております。これを全部67本、全部調査するという——なると、過大な設計だというふうに指摘される可能性はあるというふうに思っております。

そのほか溶食洞があるっていうのは認識してたわけでございます。ただ本当に分布が、分布状況が分からなかったっていうのは事実でございます。この点は、御理解もいただくしかないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） ほかに。坪井議員、賛成討論されましたんで、もうこれで終わりたいと思います。どうぞ。

○8番（坪井康男君） 去年の6月24日の特別委員会からこの問題が具体的に議論されたんですよ。なぜ、最初から会計検査院云々の話をされなかったんですか。その1点だけを聞いておしまいにします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 坪井議員の御質問にお答えいたします。

会計検査云々っていうのは申し上げておりません。で、ただ我々としては、過大な設計にならないように配慮したということは、説明申し上げました。

そのときに、本当に言われるように、過大設計をすると、会計検査から指摘を受ける可能性があるということは申し上げるべきだったというふうに思っております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第92号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第93号美祢市新本庁舎電気設備工事の請負契約の一部を変更することについての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第93号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第94号美祢市新本庁舎機械設備工事の請負契約の一部を変更することについての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第94号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第1号令和4年度美祢市一般会計補正予算（第10号）を議題いたします。

市長からの提案理由を求めます。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 議案第1号は、令和4年度美祢市一般会計補正予算（第10号）であります。

このたびの補正は、国の第二次補正予算に伴い創設された出産・子育て応援交付金に係る経費及び普通交付税の増額分を追加するものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

衛生面において、国から示された伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金の一体的実施事業に基づき、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的支援を一体として実施するための経費として841万8,000円を追加しております。

歳入においては、特定財源の国県補助金701万3,000円に加え、国税収入の増加により、今年度に限り、基準財政需要額の臨時費目として臨時経済対策費が創設されたことに伴い、再算定の結果、追加交付となった普通交付税を8,876万9,000円追加する一方で、財政調整基金繰入金を8,736万4,000円減額しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ841万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ206億7,150万3,000円とするものであります。

以上、提出いたしました議案1件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、議案の質疑に入ります。

日程第6、議案第1号の質疑をただいまから行います。質疑ございませんか。申し訳ありません。どっちが先だったか分かりませんが、声は、岡山議員。

○10番（岡山 隆君） それでは、2点について質問をしたいと思います。

今回この出産・子育て応援給付、この事業841万8,000円ついております。

これは、基本的には妊娠期からの伴走型の相談支援、妊婦出産に、計10万円を支給するというので、経済支援とは思っております。

それで、問題はこの支給対象者については、2022年の4月からとは考えております。

問題は、去年の4月に出産して、そして、今回その対象にはなるとは思いますけれども、問題は、この妊娠中に保健センターで確認して5万円、そして出産してから5万円、それが、去年の4月に出産した場合には当然対象になりますけれども、妊娠期はその前ですから、そういったことで、妊娠したときの支援金というものは、出産のときに同時にいただけるのか、それともいただけないのか。

まず、この対象の期間、そして今、私が申し述べた形で、この妊娠期が2022年、今年度じゃない、1年前であった場合にはどのような対応になるのか、これについてちょっと具体的に説明していただきたいと思っております。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木課長。

○健康増進課長（佐々木靖司君） ただいまの岡山議員の御質問にお答えいたします。

本事業につきましては、新規事業としてこれから開始するものでございますが、国の制度設計により、議員おっしゃったとおり、令和4年4月1日以降の出生者を対象とする遡及適用の制度が設けられております。

このため、令和4年4月以降に生まれられた方は、出産の支給給付金がもらえる権利があるわけなんですけど、国の制度としまして、令和4年4月1日以降の御出産の方については、面談をせず、簡易なアンケートのみお答えいただいただけで、妊娠時に本来受け取られる5万円と合わせて出産時の5万円、合計10万円を同時に請求し、受領できるという制度になっております。

したがって、4月以降に御出産された方につきましては、10万円が一括でいただけるという制度になっております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員。

○10番（岡山 隆君） 基本的には、よく分かりました。そういった対象者には、きちんと、令和4年の2月3月に妊娠していても、令和4年の4月以降に出産した場合には、合わせて10万円を頂くということを確認したところでございます。

それで、もう1点、最後に問題は、この美祢市では出産される方80人程度にいるとは思いますが、それで841万円の予算がついておりますけれども、問題は、美祢市で出産する前に、都市に——都会のほうにおいて、そして申請もせずに美祢市に帰ってきて、そして子どもさんが生まれたと、特にシングルマザーみたいな形で出産した場合、こういった場合に届出をしない、こういった都会ではよくあるんですけれども、こういった美祢市ではないと思っておりますけれども、そういった際の対応というのはなかなか行政としては認識するのが難しいと思っております。分かったときには、申請してくださいよという形にはなろうと思っておりますけれども、この辺について、実際どのような対応をされるのかどうか、もう分からんまんまでしようがないという形に取れるかどうか。情報網をしっかりと張って、そういった方の申請を促すような今後こういった対応となるのかどうか。、これについて最後お伺いします。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木健康増進課長。

○健康増進課長（佐々木靖司君） ただいまの岡山議員の御質問にお答えいたします。

様々な事情で、例えば妊娠届が出されなかったり——する様々なケースがあろう

かと思えます。

しかしながら、その住所地の市町村におきまして、出産・子育ての給付金、それから、育児に関する給付金、こちらのほう、お住まいの市町村に申請していただければ、給付の対象にはなるというふうな制度になっております。

しかしながら、出産時、お子さんを御出産された場合の給付金5万円のほうについては、その児童の方が3歳の日に達するまでという期限がついておりまして、それ以降は、申請ができない。

もう1つが……

○議長（竹岡昌治君） 時間がかかるようなら、ちょっとほかの質問、受けましょうか。岡山議員、いいですか。

○10番（岡山 隆君） すみません。

○議長（竹岡昌治君） ちょっとその間に調べてもらいましょう。三好議員。先ほど手上げられました。

○12番（三好睦子君） それではお尋ねいたします。

5点あるのですけれど、いいでしょうか、一緒に。一括で。5点、一括でお尋ねします。3回までしか言えませんよね。ですから、一括でお尋ねしますが。

まず、1点目として、今の申請しないと、今のちょっと関連するんですけれど、具体的にはどういうものなのかということなんですけれど、申請しないと対象にならないかと、その申請手続の方法とか、また、双子の場合とか、それから流産のときはどうなるのかということをお尋ねします。

2点目なんですけど、課税対象になるかどうか、この10万円給付された場合に、課税対象になるかどうかということです。また生活保護世帯のときの収入認定になるかどうかということです。

それから、今までの交付金で、税の未納の方とか、滞納の方には交付を受けられなかった事業で、受けられなかったという例があったんですが、今回はどうなのか。

それと、美祢市は既に子育て応援で出産費用とか、また産院までのタクシー代などの既存の補助金制度がありますが、これらと両方活用——利用できるのかどうか、今の10万円から差し引かれるのかどうかということをお尋ねします。

それとちょっと、この件についてちょっとネットで見たんなんですけれど、これ、他市では、クーポンとかギフト券とかクーポンとかありますが、美祢市の場合は、現

金ということなののでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木健康増進課長。

○健康増進課長（佐々木靖司君） ただいまの三好議員の御質問にお答えいたします。

まず、双子の多胎児の場合という御質問についてですが、出産時の給付金は、その用途として想定されるものが、育児関連用品の購入費やサービスの利用料、これは、新生児の人数に応じて変わるものでありますことから、新生児1人当たり5万円、したがって、双子の御出産であれば、お2人分10万円というような支給内容となっております。

次に流産、死産となった場合という例がございますが、こちらも対象となります。この場合は、面談を行わずに、給付金申請書のみをもって支給させていただきます。その際には、やはり心理的、社会的支援が必要と思われまますので、きめ細やかな配慮の必要があるというふうには考えております。

次に、課税対象になるのかどうかという御質問でございました。

こちらの給付金の内容につきましては、まず、非課税ということが国の通知で出ております。

また、次の御質問の生活保護世帯の収入認定の扱いになるのかどうかにつきましても、こちらにつきましても、生活保護被保護者のほうの収入認定としないという通知が国から発出されております。

また、税の納税状況による審査の条件、滞納があったら受けられない場合があるのかというような趣旨だと思いますが、こちらについても、税の完納条件もございません。併せて、所得の制限もございません。

そして、最後の御質問、4番目です。失礼しました。

既存の様々な行政サービス、支援、金銭を給付するようなサービス、これと、今回の出産子育て応援給付金の給付、これが重複して支給され、それが今回の交付金の減額、差引対象になるのかというような御質問であったと思うんですが、こちらにつきましては、そのような減額、差引の対象にはならず、既存の制度と別に支給させていただくという設計になっております。

それから、最後の御質問が、本市ではクーポンか現金かというような御質問でございましたが、現在、速やかにこの給付金を支給するというところで、国のほうは、将来的にクーポンもということで設計はされておりますが、本年度につきましては、

美祢市では、現金の給付を考えております。

クーポンにつきましては、山口県が主導しておりまして、圏域全体で、共通地域利用できるような制度をつくりたいというような御意向がございますので、県の制度が整いましたら、クーポンのほうも考えていきたいとこのように思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 岡山議員に対する質疑はいいですか。

○健康増進課長（佐々木靖司君） よろしいですか。

○議長（竹岡昌治君） はい、併せて。

○健康増進課長（佐々木靖司君） 岡山議員の先ほどの御質問でございますが、駆け込み出産等の場合のケースも対象になります。

このようなケースにつきましては、妊娠届がなかなか届出ができない。つまりやむを得ない事情を抱えておられることも想定されております。このやむを得ない事情がある場合には、これには、災害とかいろんなこともあるんですが、この場合、出生後の面談を実施した後に、応援給付金を支給するというようになっております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員、いいですね。ほかにございませんか。藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今、この美祢市においてっていうか、日本全体ですけども、本当にこの子育て支援っていうか、これがもう非常に重大なテーマであろうと思っております。

したがって、今回国のほうから、このような伴走型の相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的な実施事業ということで、今回、寄附金が出てるんですけども、ただ、先ほどの説明の中で、妊娠期から出産子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的な支援をとありますね。

それで、私は、今回提出された補正予算っていうか、その中身を見ますと、実質的には、いわゆる先ほどからありました妊娠の5万円、出産の5万円と、もうほとんど99%ぐらいこちらのほうです。

で、提案説明の中には、様々なニーズに応じた必要な支援につなぐとか、こういうことがあるんですけども、実際に、今回の妊娠と出産の一時金っていうか、これだけではなくて、さらに何か、こういうふうな趣旨で言われてるのがあれば、市

として、具体的にどんなようなことを考えられてるかなど。

先ほど、佐々木課長のほうは、これは新しい制度ですという話もされましたけれども、そこを何か具体的に、出産・子育て支援ということで、市のほうで何か、制度的に考えられているのかなっていう、その辺をちょっとお聞きしたいなと思いますけど。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木健康増進課長。。

○健康増進課長（佐々木靖司君） ただいまの藤井議員の御質問にお答えいたします。

伴走型相談支援というものにつきましては、妊娠届をお出しになられた妊婦、それから子育て家庭に寄り添い、出産育児等の見通しを立てるための面談、そして、継続的なその方々に対する情報発信、このことを通じまして、必要な支援につながると。また、このことにより、妊婦の不安感、そして孤立感を解消する支援ということで捉えております。

また、面談につきましては、妊娠期、妊娠届をお出しになれて、母子健康手帳を頂かれるときに1回、さらに、妊娠7か月期にさらにもう1回、そして最後出産期に1回、この3回の面談は最低限必要だということで——な制度となっております。

これまでも、この3回の面談につきましては、保健師のほうで御家庭に出向いて、いろんな相談を行ってきたわけなんでございますが、今後は、よりこの相談内容を充実させまして、例えば身体とか、発育の状況が——ことってというようなお子様がいらっしやいましたら、必要な医療機関につなげていく。あるいは、いろんな御家庭の事情で相談機関につなぐ必要があれば、いろんな——例えば児童相談所でございますとか、そういうところにもつなげていく。

また、産後の妊婦様におかれましては、出産後の精神的な不安なりというものを抱えてらっしゃる方もおられると聞いております。この方々につきましても、必要な支援、医療機関であったり、必要な行政サービス、これをきめ細やかにつなげていきたい。それも、顔が見える面談という形で、できるだけ妊婦、子育て対象者の不安、孤立感を解消させていきたいというものが大きな拡充メニューになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今のお話では、もう既にやってらっしゃることじゃないんか

なというふうに思いました。もし、本当に拡充ということであるならば、例えば、もうこういうことを、もう専門にやられるような方を例えば雇うとか、何とかやっぱりそういうふうなこと、そうすると当然、それを裏付けるお金も要りますんで、予算化するとか、何か、まだ、具体的にどうするっていうところまでは、できてないのかなと。ぜひ、もし、今言われたように、充実させるっていうのであれば、そういうところまでしっかり早く制度設計されたらどうかなというふうに思います。

それと、出産・子育てまでっていうふうにあって、私はこの子育てっていうのは、何歳までのことを言うのかなって素朴に疑問に思いましたら、先ほど申請が3歳までだというお話だったですけれども、ここで述べられている子育てっていうのは、3歳までということなんでしょうか。やはり、子育てといえは、もうずっと保育所、小学校、中学校、高校というか、ずっと子育てだと思えるんですけれども、ここで言われる子育てっていうのは、要するにこの給付金が出る、その申請期限までですよと、こういうふうな理解でよろしいんですか。ちょっと最後にお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 佐々木健康増進課長。

○健康増進課長（佐々木靖司君） ただいまの藤井議員の御質問にお答えいたします。

この給付金制度におけます子育ての期間、子育てに関する対象の期間は、2歳、3歳になるまでということで設計されておまして、その方々が、この給付金では、3歳になるまでの方が対象ということでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上辰巳君） ただいまの藤井議員の御質問にお答えします。

佐々木課長のほうから、この制度については、3歳になるまでの子どもさんが対象ということでございますが、子育て支援に関しましては、健康増進課をはじめ子育て支援課、いろんな部署で引き続き3歳、4歳と成長されるに伴って、しかるべき支援のほうは継続していくということで御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第1号は、先ほどから

十分質疑もされたと思います。会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は、委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案の討論、採決に入ります。

日程第6、議案第1号、ただいまから討論を行います。本案に対する意見はございませんか。三好議員。

○12番（三好睦子君） この議案に賛成です。

美祢市はギフト券やクーポン券でなく現金ということで、本当に当事者の方にとっては本当にありがたいと思います。

先ほどの説明では、県はギフト券やクーポン券を考えているようだとのことでしたが、美祢市は、この場合は現金を貰っていただきたいと思って意見を述べます。

○議長（竹岡昌治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これにて、令和5年第1回美祢市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時08分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年1月19日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃